

木造住宅の 解体工事補助金

令和4年度
新規事業

工事費の1/2 最大50万円

補助上限額：基本額30万円 + 加算額各10万円
(加算条件 ①非課税世帯の場合 ②空き家の場合)

海老名市では、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、耐震性のない木造住宅の解体工事費用の一部を補助しています。

対象住宅の 主な条件

- 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手
- 市内にある在来工法・2階建て以下の木造住宅
- 耐震診断で「倒壊の可能性あり」と判定された住宅
- ※ 居住者のいない空き家も申請が可能です

補助制度等
案内ページ



申請者の 主な条件

- 当該住宅を「所有している個人」又は「その親族」の方
- 市税等を滞納していない方

申込期間

4月11日(月)～12月28日(水) (土・日・祝除く)

木造住宅の耐震化に関する補助制度

いずれも事前の申請が必要

耐震診断 (現地調査を実施・耐震性を判定)

①、②の補助を受けるには、耐震診断の結果「倒壊の可能性あり」と判定される必要があります。

① 耐震改修

耐震改修計画書作成

(改修箇所の検討)

⇒ 計画作成費の1/2

最大5万円を補助



耐震改修工事等

(工事・現場立会)

⇒ 工事費等の1/2

最大93万円を補助

New!

ご覧のチラシは「解体工事」の案内です!

② 解体

解体工事 ⇒ 工事費の1/2 最大50万円を補助

基本額30万円 + 加算額各10万円

<加算条件> (1) 非課税世帯の場合 (2) 空き家の場合

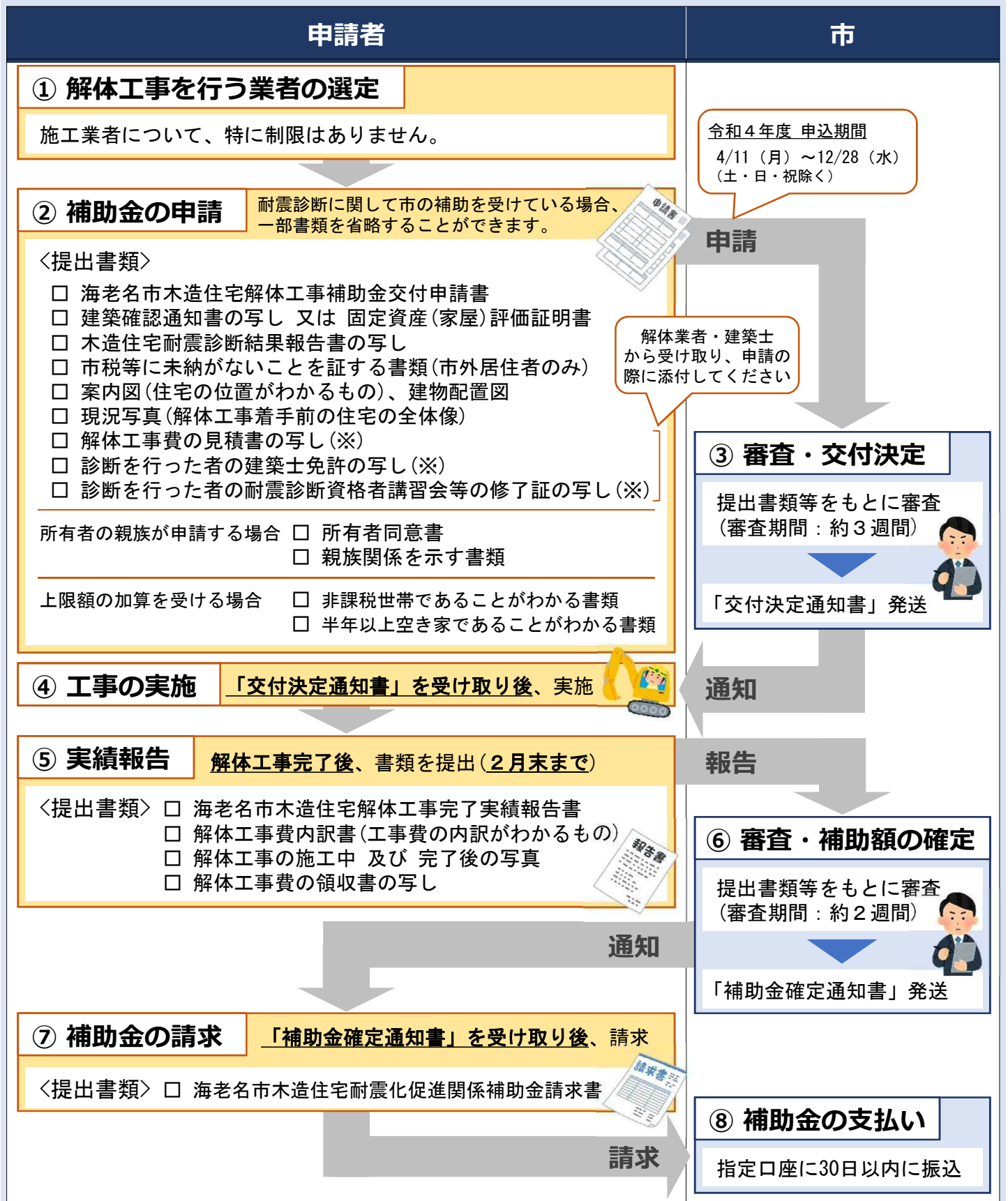


問い合わせ

海老名市 住宅まちづくり課 ☎046-235-9606
〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

R4.4作成

木造住宅解体工事補助金 手続きの流れ



問い合わせ

海老名市 住宅まちづくり課 ☎046-235-9606
 〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

R4.4作成

関連補助制度の紹介
ブロック塀等撤去

地震時のブロック塀等の倒壊被害を予防するため、撤去費を補助します。
 対象：道路に面する60cm以上の高さのブロック塀等
 補助金額：最大20万円(通学路等は最大30万円)

